明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律（五八）　四
○瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律（五九）　一〇
〔府　令〕
○内閣府関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する内閣府令（内閣府三七）　一二
〔省　令〕
○道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（国土交通四〇）　一六
〔告　示〕
○道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（国土交通五二一）　三
〔官庁報告〕
財　政
感染症を乗り越えて活力ある地域社会を実現するための地方税財政改革についての意見（総務省）　一七三

本号で公布された法令のあらまし

◇育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律（法律第五八号）（厚生労働省）

一　育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正関係

1　育児休業の改正

一歳に満たない子についてする育児休業について、期間を定めて雇用される者にあっては、その養育する子が一歳六か月に達する日までに、その労働契約（労働契約が更新される場合にあっては、更新後のもの。2及び二の2の㈠の(1)において同じ。）が満了することが明らかでない者に限り、その事業主に育児休業の申出をすることができることとした。（第五条第一項関係）

2　介護休業の改正

介護休業について、期間を定めて雇用される者にあっては、介護休業開始予定日から起算して九三日を経過する日から六月を経過する日までに、その労働契約が満了することが明らかでない者に限り、その事業主に介護休業の申出をすることができることとした。（第一一条第一項関係）

3　事業主が講ずべき措置の改正

㈠　事業主は、労働者が当該事業主に対し、当該労働者又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずるものとして厚生労働省令で定める事実を申し出たときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該労働者に対して、育児休業に関する制度その他の厚生労働省令で定める事項を知らせるとともに、育児休業申出に係る当該労働者の意向を確認するための面談その他の厚生労働省令で定める措置を講じなければならないこととした。（第二一条第一項関係）

㈡　事業主は、労働者が㈠の申出をしたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならないこととした。（第二一条第二項関係）

㈢　事業主は、育児休業申出が円滑に行われるようにするため、次のいずれかの措置を講じなければならないこととした。（第二二条第一項関係）

(1)　その雇用する労働者に対する育児休業に係る研修の実施

(2)　育児休業に関する相談体制の整備

(3)　その他厚生労働省令で定める育児休業に係る雇用環境の整備に関する措置

二　育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正関係

1　育児休業の改正

㈠　一歳に満たない子についてする育児休業（2の㈠の(1)の「出生時育児休業」を除く。以下1及び2の㈤において同じ。）について、子の出生後八週間の期間内に労働者が当該子を養育するために育児休業をした場合に限らず、分割して二回の育児休業申出をすることができることとした。（第五条第二項関係）

㈡　一歳から一歳六か月に達するまでの子についてする育児休業について、厚生労働省令で定める特別の事情がある場合には、当該子の一歳到達日後の期間において育児休業をしたことがある場合でも再度育児休業をすることができることとした。（第五条第三項関係）

㈢　一歳から一歳六か月に達するまでの子についてする育児休業について、申出をした労働者の配偶者が当該一歳から一歳六か月に達するまでの子についてする育児休業をしている場合には、当該育児休業に係る育児休業終了予定日の翌日以前の日を育児休業開始予定日とすることとした。（第五条第六項関係）

㈣　一歳六か月から二歳に達するまでの子についてする育児休業について、㈡及び㈢と同様の規定を設けることとした。（第五条第四項及び第六項関係）

㈤　労働者が育児休業申出を撤回した場合には、育児休業の取得回数に関する規定の適用については、当該申出に係る育児休業をしたものとみなすこととした。（第八条第二項関係）